

賃金控除に関する協定書

株式会社 (以下、会社という) と従業員代表 とは、賃金控除について、労働基準法第24条第1項ただし書に基づき、下記のとおり協定する。

給与支給日をご記入ください

(控除できる賃金)

第1条 会社は、月例賃金は毎月25日、賞与は毎回通告する賞与支払日に支払う。会社は賃金支払いの際次に掲げるものを控除して支払うことができる。

1. 会社の貸付分の当月返済分
2. 財産形成貯蓄金 (一般、住宅、年金)
3. 社宅使用料
4. 互助会費
5. 生命保険および損害保険等の保険料
6. 社員持ち株会に対する拠出金
7. この協定によるもののほか別途会社と協定したもの
8. 休職期間中の社会保険料等、従業員から徴収委託があり、会社が認めたもの

所得税、住民税、社会保険料 (健康保険・厚生年金 (基金)・雇用保険) 以外で、賃金から控除する項目をご記入ください

(有効期間)

第2条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日より1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、労働者代表いずれからも申し出がないときには、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社

代表取締役

印

株式会社

従業員代表

印

お名前をご記入ください。また認印 (シヤチハタ以外) をご捺印ください。